

監視伝染病病原体と伝染病の名称の対照表

		病原体の名称	参考		
			伝染病の名称	監視伝染病の種類	BSL
重点管理家畜伝染病 病原体	1 モルビリウイルス属	リンダーペストウイルス(L株、BA-Y株、RBOK株、LA株及び赤穂株を除く。)	牛疫	家畜伝染病	3ag
	2 アフトウイルス属	フトアンドマウスティーズウイルス	口蹄疫	家畜伝染病	3ag
	3 アスフィウイルス属	アフリカンスワインフィーバーウィルス	アフリカ豚熱	家畜伝染病	3ag
要管理家畜伝染病 病原体	4 モルビリウイルス属	リンダーペストウイルス(L株、BA-Y株、RBOK株、LA株及び赤穂株に限る。)	牛疫	家畜伝染病	3又は2※1
	5 マイコプラズマ属	マイコイデス(亜種がマイコイデスであるものに限る。)*	牛肺疫	家畜伝染病	3
	6 マイコバクテリウム属	ボービス*	結核	家畜伝染病	3
	7 オルビウイルス属	アフリカンホースシックネスウイルス	アフリカ馬疫	家畜伝染病	3
	8 モルビリウイルス属	ペストデブティルミナンウイルス	小反芻獸疫	家畜伝染病	3
	9 ベスチウイルス属	クラシカルスワインフィーバーウィルス*	豚熱	家畜伝染病	3
	10 インフルエンザA属	インフルエンザAウイルス※2	高病原性鳥インフルエンザ	家畜伝染病	3
	11 インフルエンザA属	インフルエンザAウイルス※3	低病原性鳥インフルエンザ	家畜伝染病	2又は3※4
	12 ベシキュロウイルス属	ベシキュラーストマティティスアラゴアスウイルス	水疱性口内炎	家畜伝染病	2
	13 ベシキュロウイルス属	ベシキュラーストマティティスインディアナウイルス			2
	14 ベシキュロウイルス属	ベシキュラーストマティティスニュージャージーウィルス			2
届出伝染病等病原体	15 パスツレラ属	マルトシダ(莢膜抗原型がB又はEであって、菌体抗原型がHeddlstonの型別で2又は2・5であるものに限る。)	出血性敗血症	家畜伝染病	2
	16 ブルセラ属	オビス	ブルセラ症	家畜伝染病	2
	17 マイコバクテリウム属	カブレ	結核	家畜伝染病	2
	18 レンチウイルス属	エクインインフェクシャスアネミアウィルス	馬伝染性貧血	家畜伝染病	2
	19 エンテロウイルス属	スワインベシキュラーディジーズウイルス	豚水疱病	家畜伝染病	2
	20 インフルエンザA属	インフルエンザAウイルス※5	低病原性鳥インフルエンザ	家畜伝染病	2
	21 エイプラウイルス属	ニューカッスルディジーズウイルス	ニューカッスル病	家畜伝染病	2
	22 サルモネラ属	エンテリカ(血清型がガリナルムのものであって、生物型がガリナルム又はプローラムのものに限る。)	家さんサルモネラ症	家畜伝染病	2
	23 ラディノウイルス属	アルセラパインヘルペスウイルス1	悪性カタル熱	届出伝染病	2
	24 ラディノウイルス属	オバインヘルペスウイルス2			2
	25 インフルエンザA属	インフルエンザAウイルス(H3N8亜型又はH7N7亜型のものであって馬から分離されたもの(感染症法で定める新型インフルエンザ等感染症の病原体(以下「新型インフルエンザ等ウイルス」という。)を除く。)に限る。)	馬インフルエンザ	届出伝染病	2
	26 ベシウイルス属	ベシキュラーエグザンテマオプスワイシウイルス	豚水疱疹	届出伝染病	2

* 「家畜の伝染性疾病を発生させるおそれがあるとされる病原体」は、以下の通り

施行規則第56条の34及び大臣告示参照

マイコプラズマ・マイコイデス(亜種がマイコイデスであるもののV株に限る。)

ベスチウイルス・クラシカルスワインフィーバーウィルス(GPE-株及びC株に限る。)

マイコバクテリウム・ボービス(BCG株に限る。)

※1 弱毒株であるため、当該病原体を動物に接種しない場合にあっては、BSL2相当での取り扱いが可能。

※2 ①～③のいずれかであって、馬インフルエンザウイルス及び新型インフルエンザ等ウイルスではないものに限る。

① 週齢が満6週の鶏におけるIVPI(静脈内接種試験により得られた病原体の病原性の高さを表した指數をいう。)が1.2を超えること。

② 週齢が満4週以上満8週以下の鶏に静脈内接種した際の当該鶏の死亡率が75パーセント以上であること。

③ ①及び②に掲げる要件のほか、血清亜型がH5又はH7であつて、ヘマグルチニン分子の開裂部位に複数の塩基性アミノ酸があり、かつ、そのアミノ酸配列が①又は②に掲げる病原体であると確認されたものと類似のものであると推定されること。

※3 血清亜型がH5又はH7であるものであつて、ヒト以外の動物から分離されたもの(高病原性鳥インフルエンザウイルス、①～⑨の病原体、新型インフルエンザ等ウイルス及び馬インフルエンザウイルスを除く。)に限る。

① A/chicken/Mexico/232/94/CPA(H5N2)

② A-H5N9 TW68 Bio

③ A/duck/Hokkaido/Vac-1/04(H5N1)

④ A/duck/Hokkaido/Vac-2/04(H7N7)

⑤ A/duck/Hokkaido/Vac-3/2007(H5N1)

⑥ A/common magpie/Hong Kong/5052/2007(H5N1)(SJRG-166615)

⑦ A/turkey/Turkey/1/2005(H5N1)(NIBRG-23)

⑧ rg A/bar-headed goose/Qinghai lake/1a/05[R]6+2(163222)

⑨ rg A/whooper swan/Mongolia/244/05[R]6+2(163243)

※4 血清亜型がH5又はH7であることは確認されたが、病原性が確認されていないものは、高病原性鳥インフルエンザウイルスであることが後から判明する可能性があることを踏まえ、当該病原体を動物に接種する場合にあってはBSL3相当の対応を要するものとする。

※5 ※3の①～⑨の病原体に限る。